

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530057

研究課題名(和文)わが国を含むEU域外諸国の視点から見た国際家族に関するEU規則

研究課題名(英文)EU Regulations on International Families from a Viewpoint of non-EU States Including Japan

研究代表者

岡野 祐子 (OKANO, Yuko)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：60224044

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際家族に関するEU統一規則について、わが国を含むEU域外諸国の市民にこれらの規則が適用される際の問題点を分析、検討するものである。

EUの統一規則は、EU域内の市民のみならず、EU域外の市民をも適用対象とするが、本来EU域内の市民を念頭に置いた「内向きの規則」であるため、EU域外国の市民に適用される場合には問題が生じるものとなっている。本研究では、国際離婚、扶養義務、夫婦間の財産分与を対象として、具体的にどのような問題が生じるのかを考察する。

研究成果の概要(英文)：This research will examine EU Regulations on international families and analyze the problems that might occur when those Regulations are applied to the citizens of non-EU states including Japanese people.

EU Regulations are applied not only to the citizens of EU Member States but also to the non-EU State people. However, those Regulations are so-called “inward-facing regulations” primarily giving priority to the EU citizens, and might sometimes cause problems when applied to the non-EU people. This research will focus on the issues of cross-border divorce, maintenance and matrimonial property, and analyze what problem would specifically occur.

研究分野：国際私法

キーワード：EU国際家族法 ブラッセルIIbis規則 扶養規則 夫婦財産制規則提案

1. 研究開始当初の背景

(1) EUで急速に進められている国際家族法規則の統一化：

EUでは、いわゆる広義の国際私法の統一化が進められており、財産法分野に引き続き、家族法分野においても統一化の作業が次々と進行していた。具体的には、婚姻および親責任の国際裁判管轄並びに裁判の承認・執行に関する「ブラッセル IIbis 規則 (2004年発効)」が成立したのに引き続き、扶養義務に関する「扶養規則 (2009年発効)」が成立した。また離婚の準拠法に関する「ローマ III 規則」も、本研究申請時には「提案」の形であったものが、EUで初めて用いられた「強化された協力」の方法により14加盟国の参加によって、本研究開始直前の2010年12月に、若干その内容を変えて規則として発効した。さらに同じく策定作業が行われていた「夫婦財産制に関する規則提案 (ローマ IV 規則提案)」も、本研究申請時にはグリーン・ペーパーの段階であったものが、こちらも本研究開始直前の2011年3月に正式な提案が上程された、という状況であった。

(2) EU規則が持つ「内向きの規則」としての性質：

EUの国際私法規則は、その対象をEU市民に限定したのではないため、規定の定めるところにより、日本人をはじめとするEU域外諸国の市民にも適用される。EUでの統一規則が存在することは、EU域外諸国の当事者にとってルールが明確となり利点となる。その一方で、これらのEU規則は、本来EU域内の市民を念頭に置き、EU側の視点で作成されたものであり、いわゆる「内向きの規則」とも称される性格を有する。そのため、これらのEU規則が、日本を含むEU域外諸国の市民に適用される場合には、EU市民には適用されない「過剰管轄」が適用されるなどの問題も生じる。

(3) 日本人当事者にとってのEU規則の重要性：

他方で、日本人を当事者とする国際離婚の件数は年々増加しており、EU加盟国の市民を相手方とするケースも多くを占めるため、国際家族に関するEU規則の研究は日本においても重要な意味を有していた。また、EU規則の中でも国際家族に関する規則は、財産法分野の同規則に比べて新しく作成・提案された規則でもあり、わが国では未だ十分な研究がなされていない状況にあった。さらに、国際家族に関する法的問題は、夫婦・親子といった、普段は法律に接する機会の少ない一般市民が当事者となるため、これらの当事者がEU規則の適用を受けるに際しての正確な情報を提供する必要があった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、国際家族に関するEU規則・

提案のうち、離婚および離婚をめぐる諸問題に関する規則・提案に焦点を当てて考察することを目的とする。

(2) まずEUで次々と制定されている国際家族法関係の統一規則につき、その正確な内容、規則相互の関係を把握し、さらにそれらの規則の下で下された判例や、学説を分析して、これらの規則についてどのような問題点がEU内において議論されているかを考察する。

(3) 次に、これらのEU規則がわが国を含むEU域外諸国の市民にどのように関わり、問題点を有するかを考察する。

3. 研究の方法

(1) まず、離婚の可否など離婚自体の問題に関するEU規則を対象として、調査、分析、考察した。対象となるEU規則は、離婚に関する国際裁判管轄及び裁判の承認・執行についての「ブラッセル IIbis 規則」と、離婚の準拠法についての「ローマ III 規則」である。なお「ローマ III 規則」では、規則成立に際し、当初の同提案に含まれていた国際裁判管轄、裁判の承認・執行に関する規則は削除され、これらについては「ブラッセル IIbis 規則」が従来通り適用されることとなった。そこで、早くに成立し (2004年発効) EU内において多くの判例、学説が展開されている「ブラッセル IIbis 規則」にまず焦点を当てて考察した。

考察にあたっては、連合王国のイングランド裁判所の先例および学説が貴重な視点を提示すると考えた。EUにおける統一国際私法は、財産法分野の規則である「ブラッセル I 規則」、およびその前身で一連のEU統一国際私法ルール endpointとなる「ブラッセル I 条約」以来、基本的に大陸法の立場から立案されてきた。これに対し、加盟国たる連合国内では、その一法域であるイングランドを中心に、特に国際裁判管轄規則に関して、コモン・ローの視点からEU規則・条約への疑問が示されてきた。しかしながら提示された種々の疑問は、単に「コモン・ロー」対「大陸法」の対立にとどまらず、同じくコモン・ロー体系をとる他のコモンウェルス諸国との関係を配慮し、これら諸国、すなわちEU域外諸国の視点に立つての問題提起をも意味していたことから、イングランドでの議論が有益な視座を提供すると考えた。

次に、イングランドでの議論に対応させる形で、他のコモン・ロー諸国からの視点を考察した。EU域外国としてEU規則の拘束を受けないコモン・ロー諸国において、国際家族に関するEU規則に対してどのような反応が見られるかを調査することが、本研究の一助となると考えた。

(2) 続いて、離婚に付随して生じる夫婦間の

財産問題に関する EU 規則について考察した。夫婦間の財産問題に関する EU 規則については、規則間の相互関係が複雑な様相を呈していることがうかがわれたため、まずは関係する規則の内容を正確に把握した上で、それらの相互関係を調査、分析、考察した。

離婚に際しての夫婦間の財産問題としては「財産分与」以外にも「扶養」も争点となる。これらに関する EU 規則・提案は、それぞれ「夫婦財産制規則提案」と「扶養規則」とが用意されているが、これらは相互に関連し、またどちらの規則（提案）が適用されるかという法性決定の問題も浮上していたことが判明したため、「夫婦財産制規則提案」だけではなく「扶養規則」も対象として考察することとした。

さらにこれらの問題は、まず離婚自体が裁判となったうえでそれに付随して争点となることが多く、離婚自体を規律する EU 規則、すなわち「ブラッセル IIbis 規則」や「ローマ III 規則」との適用関係も指摘されていたため、これらの3つの規則と1つの提案、すなわち「ブラッセル IIbis 規則」、「ローマ III 規則」、「扶養規則」、「夫婦財産制規則提案」の相互関係を調査し、EU で展開されている議論、指摘されている問題点を分析、考察した。

(3) 上記の考察を続ける中、わが国では「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案（以下中間試案）」が2015年2月に公表された。そこで、この中間試案を基に、上記 EU 規則が日本の当事者に適用された場合の問題点につき、分析、考察した。

4. 研究成果

(1) まず、離婚に関する国際裁判管轄および裁判の承認・執行に関する「ブラッセル IIbis 規則」を対象とし、同規則に定める離婚の国際裁判管轄規定について以下のように分析した。

第3条1項が7項目の選択的管轄規則となっており、これらの管轄原因には優先順位はなく、どれか1つが該当すればその地の裁判所に管轄が成立すること。

そのうちの第5番目と第6番目の管轄原因、すなわち(i)申立人の常居所地、ただし申立人が申立てを行う直前の1年以上その地に居住していた場合と、(ii)申立人の常居所地、ただし申立人が申立てを行う直前の6か月以上その地に居住しており、かつ当該加盟国の国民であるか又は連合王国およびアイルランドについては当該国のドミサイルを有している場合、については、相手方が全く EU とはかかわりを持たない場合でも管轄が成立する規定となっていること。

これにより、EU 加盟国内に常居所を有したことの無い日本人であっても、申立人が(i)または(ii)の要件を満たせば、「ブラッセル IIbis 規則」に基づき EU 加盟国において離婚

の訴えを提起されることになること。

第7条1項が「いかなる加盟国の裁判所も第3、4、5条の下で管轄を有さない場合、各加盟国においては自国法に基づき管轄が成立する。」とのいわゆる「残余管轄」の規定をおり、この「残余管轄」の代表的なものは、一方当事者の国籍（またはドミサイル）に基づく管轄であること。そしてこの「残余管轄」は、実質的には、EU 域外国の国民でかつ加盟国に常居所を有しない者が相手方となる場合に適用されると解されること。

(2) 以上の分析をもとに、「ブラッセル IIbis 規則」の管轄規則の問題点として以下の点を指摘した。

EU 域外国の当事者については、「残余管轄」の適用により、EU 加盟国の国内法上の管轄規則に基づき EU 加盟国に管轄が成立するケースがあることは、財産法関係の EU 規則の下でも指摘されていたが、「ブラッセル IIbis 規則」の下でも同様であることが確認できた。その場合、実質的に「原告住所地管轄」となり相手方となる EU 域外国の当事者にとっては不利で過酷な状況になりうる。

また今回の分析により、「ブラッセル IIbis 規則」が適用される場合であっても、同様に、原告住所地管轄」となり相手方にとって公正な管轄成立とはいえない場合が生じることが判明した。この点は、EU 加盟国の市民についても同様の状況が生じうるが、EU 域外国の当事者にとっては EU との現実的、心理的距離が遠い状況が予想されるため、負担がより一層大きいことが考えられる。

EU 域外国の当事者にとっては、EU 加盟国裁判所において管轄が成立するにあたり、「ブラッセル IIbis 規則」の下で成立するのかが、「残余管轄」規定により当該加盟国国内法上の管轄規則により成立するのかが、申立人の当該加盟国での居住期間が6か月あるいは1年間以上か以下かという細かい区切りによって左右され、不安定な状況におかれる。

(3) 上記(2)が示すように、EU 加盟国裁判所には、時として相手方にとって公正とはいえない状況で離婚裁判が係属する可能性がある。そこで、そのような場合に EU 加盟国裁判所が、「より適切な法廷地」が他にあることを理由として、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づき自らの裁判を stay することが認められるかという問題につき、EU 内での議論を調査した結果、以下の点が判明した。

フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay の可否については、かねてより主としてイングランドにおいて議論されてきた問題である。EU 規則の下での stay の可否については特に、「EU 域外国裁判所が『より適切な法廷地』である場合に stay が可能か」が問題となってきた。

しかしながら、財産法に関する EU 規則の

下でこれが争点となった Owusu 判決において、EU 規則の解釈を付託されたヨーロッパ司法裁判所が stay を否定したため、その後、同判決の射程距離が問題となった。残された論点としては、(a)家族法に関する「ブラッセル IIbis 規則」の下でも同様に否定されるのか、(b)Owusu 事案においては生じていなかった訴訟競合の状態が生じている場合においてもなお stay は否定されるのか、が議論されてきた。

その議論の中で、イングランド裁判所は「ブラッセル IIbis 規則」の下で(上記(a)の要件) EU 域外国裁判所との間で訴訟競合の状況になっている(上記(b)の要件)事案において、stay を認めるとする注目される判断を2件下している。

他方で、財産法に関する「ブラッセル I 規則」改正に伴い、EU では上記(b)の点が議論され、その結果、改正「ブラッセル I 規則」である「ブラッセル I Recast」においては、この点が改正されたことが報告されている[1]。すなわち、EU 域外国裁判所との間で訴訟競合の状態になっている場合には、EU 加盟国裁判所は、当該 EU 域外国裁判所が「より適切な法廷地」と判断し、当該判決が EU 加盟国裁判所で承認・執行されることが予想される場合には、自らの訴訟を stay してよいとの改正規定が導入された(Recast 33条)。

したがって、離婚の裁判管轄規定である「ブラッセル IIbis 規則」の下でも、EU 域外国裁判所との間で訴訟競合の状態になっている場合には、一定の条件の下に EU 加盟国裁判所が stay してよいと判断される可能性は高くなった。

(4) EU 域外国の当事者にとって不公正な管轄成立を、stay によって是正することが期待される一方で、本来 stay が認められる可能性の低い場合においても、当事者がこれを濫用することも懸念される。これに対応するために、イングランド裁判所では、離婚事件の stay を申し立てた当事者に対して、当裁判所が stay の可否を調査する間(数か月かかることもあると言われる) 期間を区切って、他国で自らが提起した離婚訴訟を進行することを差し止める旨の Heman 差止命令が行われていることが判明した。したがって、日本の当事者も、イングランド裁判所に stay を申し立てた場合、日本での訴訟を差し止めるよう命じられる可能性がある。なおこの Heman 差止命令は、イングランドにおいては、財産法事案において時として出される恒久的な差止命令(anti-suit injunction)とは区別して認識されている。

(5) イングランドでの上記状況を比較法的に検証するため、コモンウェルス国の1つであるオーストラリアにおける stay ならびに外国裁判差止についての裁量権行使の状況を調査し、以下の点が判明した。

オーストラリアでも、国際離婚裁判における stay は認められている。ただしその基準は、同国における財産法上の stay に用いられた基準、すなわち「オーストラリア裁判所が明らかに不適切な法廷地であるか否か」により判断されるため、イングランド裁判所の用いる「より適切な法廷地が他にある」という基準よりは stay が認められにくいと解されている。

オーストラリアでも家族法事案において、当事者の申立てにより、裁判所が外国裁判差止命令を認めている事案がいくつか見られた。ただしこの命令は、恒久的な差止命令であり、またオーストラリアでの財産法上の差止命令のリーディングケースで用いられた判断基準を参考にした論旨が示されている。したがって、これはイングランドの Heman 差止とは異なり、財産法上行われている一般的な差止命令(anti-suit injunction)と位置づけるのが妥当ではないかと考えられる。いずれにしても、オーストラリアでも家族法事案において、当事者の申立てにより外国裁判差止命令が出される可能性があり、日本人当事者にも適用されることが考えられる。

(6) 離婚に付随する夫婦間の財産問題に関する EU 規則・提案に関しては、それぞれの規則・提案の重要なポイント、規則・提案の相互関係、および日本を含む EU 域外国の当事者への影響について調査し、以下の点が判明した。

「扶養規則」については、その地域的適用範囲について、EU 域外諸国に常居所を有する被告に対しても適用されると明言されており(同規則 Recital 15)、「ブラッセル IIbis 規則」などに見られた「残余管轄」が廃止されている点が、他の EU 規則とは大きく異なる。したがって EU 加盟国裁判所に扶養事案が係属する場合には、全てこの「扶養規則」の管轄規則が適用されることになり、わが国を含む EU 非加盟諸国への影響は大きい。

「扶養規則」の下においても、「ブラッセル IIbis 規則」と同様に、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay が可能かという問題は生じる。上述(3)からの議論がここでも妥当し、一定条件の下に stay が可能ではないかという主張がなされている。

離婚に付随して争点となる夫婦間の財産問題が「扶養」と「夫婦財産制」のいずれに該当するののかについての区別は、特にイングランドおよびアイルランドにおいては困難であると説明されている。イングランドでは両者の区別をつけることなく、当事者の「ニーズ」が満足されることを最優先して裁判所は処理を行う。このため連合王国は「夫婦財産制規則提案」が上程された直後、同提案にオプト・インしない旨の宣言を行っている。

EU 規則・提案の相互関係：管轄規則：EU 規則・提案は、一つの離婚事案について「離婚自体」、「扶養請求」、「夫婦財産制」と

3つの争点に切り分けて規則を制定している。そして管轄については、「ブラッセル IIbis 規則」、「扶養規則」、「夫婦財産制規則提案」がそれぞれの問題を規律する。「扶養規則」および「夫婦財産制規則提案」の管轄規則は、離婚裁判の管轄規則である「ブラッセル IIbis 規則」への一定の配慮がなされているが、必ずしも整合性が取れているわけではない。そのため、一つの離婚事案から生じる複数の争点が異なる裁判所に係属する可能性が指摘されている。

EU 規則・提案の相互関係：準拠法ルール：準拠法については、「ローマ III 規則」、「扶養規則」、「夫婦財産制規則提案」がそれぞれの問題を規律する。管轄の問題がクリアできて、1つの裁判所が離婚の紛争のすべての争点について受訴することとなっても、これらの規則・提案の準拠法ルールが異なるため、それぞれの問題に異なる法が適用される可能性が生じる。これら3つの規則・提案は、当事者の準拠法選択を認めているため、夫婦が、適用される準拠法が分断されないように準拠法合意をすることは可能ではある。しかしながら、3つの規則・提案は当事者の準拠法選択に異なる制限を課しているため、分断化回避のために準拠法合意をするとすると、準拠法の実効性は限られることになる。

(7) 最後に、以上の調査、分析に基づき、これらの EU 規則・提案とわが国の当事者の関係について、2015年2月に公表されたわが国の「中間試案」を基に、EU 規則がわが国の当事者に適用された場合の問題点を分析し、以下の考察を得た。

離婚裁判の場合、上述したように「ブラッセル IIbis 規則」第3条1項は、申立人が1年または6か月居住すれば申立人の常居所地に管轄を認めており、他方、わが国でも「中間試案」において、一定の条件のもとに原告の住所地に基づき離婚の国際裁判管轄を認めている。したがって、イングランドと日本に国際別居をした夫婦の場合、例えばイングランドに常居所を有する夫が日本に居住する妻に対する離婚裁判をイングランド裁判所に起こし、他方で、日本の裁判所で妻が夫に対する離婚裁判を起こして訴訟競合の状況になることはあり得る。その場合、妻の日本での離婚の訴えが先に係属しており、夫婦の最後の共通常居所地が日本であるなど、日本が「より適切な法廷地」であることを主張すれば、イングランド裁判所の裁判の stay が認められる可能性はあり得る。

扶養請求の場合、EU の「扶養規則」は第3条の下で選択的に(i)被告の常居所地の裁判所(a号)または(ii)扶養権利者の常居所地の裁判所(b号)に管轄を認めており、他方、わが国の「中間試案」においては、(iii)扶養義務者の住所地、または(iv)扶養権利者の住所地に管轄を認めている。例えば日本に住所を有する扶養義務者(夫)に対してイングラ

ンドに常居所を有する扶養権利者(妻)が日本で扶養申立てをし、これに対して夫がイングランド裁判所に扶養権利者(あるいは被告)たる妻の常居所地を管轄原因として、妻を相手方とする申立てをして訴訟競合になることは考えられる。その場合、日本での扶養申立てがイングランドでのそれよりも先になされており、日本が「より適切な法廷地」であるとイングランド裁判所が判断すれば、同裁判所の裁判の stay が認められる可能性はある。

わが国の「中間試案」では、訴訟競合についてはいわゆる「承認予測説」をとる甲案と、規定をおかないとする丙案とが両論併記されている。訴訟競合を規律する甲案であっても、「承認予測説」を前提とした規定であるため、外国での訴訟が先に係属していることが条件となる。これに対し、EU 規則の下で現在議論されているフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay の可否は、EU 加盟国裁判所よりも先に EU 域外国裁判所(例えば日本の裁判所)で訴訟係属していることが前提となる。したがって、EU 加盟国裁判所と日本の裁判所との間で訴訟競合となった状況であっても、どちらに先に訴訟係属したかによって、両者のいずれの規律が適用されるかは異なる。日本の裁判所で先に裁判が始まり、「中間試案」の甲案の下でも規律の対象とならない訴訟競合も、並行する訴訟が係属する EU 加盟国裁判所に stay を申し立て、訴訟競合の状況を解消できる可能性があることになる。

訴訟経済に反する二重訴訟や矛盾した判決による混乱を防止する意味で、訴訟を1つにまとめることの意義は大きい。訴訟競合について甲案が採用され、また EU 規則の下でも家族法事案に関する stay が可能となれば、日本の裁判所と EU 加盟国裁判所のいずれに先に訴訟係属しても、「承認予測可能性」あるいは「より適切な法廷地」という一定の条件を満たせば、訴訟を1つにまとめることができる。

他方でこれは、これら2つの規律の下では、日本に先に訴訟係属していれば、日本の訴訟が「訴訟競合」を理由に却下されることはないことをも意味する。そのため、結果として「早い者勝ち」のルールとなり、日本での訴訟を何としても望む当事者が、日本で駆け込み訴訟を起こすことは懸念されないでもない。

(8) 以上のように、国際家族に関する EU 規則・提案について、その内容、規則・提案相互の関係、問題点について調査、分析し、これら規則・提案の EU 域外国の市民に対する影響を考察することができた。さらに、特にわが国との関係では、2015年2月に公表された「中間試案」を基に、EU 規則がわが国の当事者に適用された場合について具体的に考察し、問題点を提示できた。

<引用文献>

[1] 岡野 祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」『国際法外交雑誌』113 巻 1 号、2014、30-53

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

岡野 祐子「夫婦間の財産問題に関する EU 国際私法 EU 規則相互の関係と EU 非加盟国からの視点」査読なし、「法と政治」66 巻 2 号、2015、印刷中

岡野 祐子「オーストラリア裁判所の裁量権行使 Voth 判決から Dobson 判決に至るまで」査読なし、「法と政治」64 巻 3 号、2013、1-65

<<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/handle/10236/11536>> (左記リポジトリに掲載)

岡野 祐子「嫡出否認」査読なし、国際私法判例百選[第 2 版]、48 巻 3 号、2012、134-135

岡野 祐子「離婚事件の国際裁判管轄権(1)」査読なし、国際私法判例百選[第 2 版]、48 巻 3 号、2012、208-209

岡野 祐子「日本の裁判管轄を認め母を親権者と指定した事例」査読なし、民商法雑誌、146 巻 3 号、2012、348-354

岡野 祐子「外国離婚裁判に関する諸問題 ブラッセル IIbis 規則とわが国との関係を中心に」査読有、国際私法年報、13 号、2012、75-103

岡野 祐子「書評：田村精一著『国際私法及び親族法』」査読なし、国際法外交雑誌、110 巻 1 号、2011、111-115

〔図書〕(計 1 件)

松岡 博編、岡野 祐子、高杉 直、他 7 名『国際関係私法入門(第 3 版)』有斐閣、2012、458 (169-220)

〔その他〕

招待講演(計 1 件)

岡野 祐子「国際家族法の基本」日本司法書士会連合会中国ブロック会 平成 24 年度一般会員研修会 於米子コンベンションセンター(鳥取県・米子市) 2012 年 10 月 13 日

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡野 祐子 (OKANO, Yuko)

関西学院大学・法学部・教授